

再生砕石のアスベスト混入等事案に係る都の調査結果について

このことについて、東京都多摩環境事務所長から下記のとおり調査結果の回答がありましたので、お知らせします。

今後、本調査結果を踏まえ、アスベストを含むスレート片の除去方法等の検討を行ってまいります。

記

1 行為者の特定について

榎一丁目市有地は不特定多数の者が出入り可能な管理状況であり、これまでに複数の事業者によって再生砕石が搬入されていることから、再生砕石にアスベストを含むスレート片が混入する等の原因となった者や混入時点を特定することは困難と判断する。

2 会場整地作業で搬入された再生砕石（当該再生砕石）の廃棄物該当性について

上記1より、当該再生砕石にアスベストを含むスレート片が混入していたか否かが特定できない一方で、当該市有地はまつりの会場として既に使用されていることから、市民まつり実行委員会は、整地作業の完了を了解していると考えられ、整地業者との契約が、その趣旨に従って締結され実行されたものと推定される。

そのため、整地作業時点では当該再生砕石が総体として廃棄物に該当するとの判断はできない。よって、整地作業は廃棄物の不法投棄にはあたらないと判断する。

3 現状の再生砕石等の適正処理について

調査の結果、まつり会場の整地作業に関しては、上記のとおり行為者の特定ができず、当該再生砕石が廃棄物に該当するとの判断には至らないが、現在、当該市有地にはアスベストを含むスレート片が存在している可能性がある。

アスベストを含むスレート片については、廃棄物処理法施行規則で定める「石綿含有一般廃棄物」又は「石綿含有産業廃棄物」に該当すると判断されるため、その処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に処理されたい。

また、再生砕石（アスベストを含むスレート片を除く）の廃棄物該当性判断については、再生砕石の状態が当該市有地の利用用途等に適合したものであるか否かを貴市が判断し、適正に処理されたい。

4 その他

上記の調査結果をもって都の調査は終了となる。今後必要に応じ、産業廃棄物の適正処理に係る技術的な助言を行う。